

報告第1号

専決処分の報告について

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭市

報告理由

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第1号

専決処分書

車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- 1 事故発生日時 令和5年12月23日 午後5時18分頃
- 2 事故発生場所 富津市内（法定外道路（幅員約3.5m））
- 3 和解の相手方 個人
- 4 事故の概要 救急出動した際、上記日時場所において、クランクを走行していたところ、相手方所有のブロック塀に救急車の助手席側フェンダー及びドアの一部が接触した。
- 5 損害賠償額及び和解の内容 市及び相手方は、本件に伴う請求権を放棄する。

令和6年1月11日

富津市長 高橋 恭市